

令和7年 第1回真狩村議会定例会会議録(3日目)

○開議及び閉会

開議 令和7年3月14日 午後2時15分

閉会 令和7年3月14日 午後2時32分

○出席議員(8名)

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

○欠席議員(0名)

○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	秋山 秀敏
税務課長	北野 一志	産業課長	松枝 主範
建設課長	加藤 克博	会計管理者	谷口 泰之
保育所長	酒井 秀利	教育次長	高橋 和義
農業委員会事務局長		代表監査委員	印南 正治
	谷口 安		

○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

○議事日程

- 1 議案第13号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 議案第14号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 議案第15号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第18号 職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第19号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第20号 真狩村手数料徴収条例の一部改正について

議案第 21 号 真狩村道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第 22 号 真狩村乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について
議案第 23 号 令和 7 年度 真狩村一般会計予算
議案第 24 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計予算
議案第 25 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算
議案第 26 号 令和 7 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計予算
議案第 27 号 令和 7 年度 真狩村簡易水道事業会計予算
議案第 28 号 令和 7 年度 真狩村公共下水道事業会計予算
予算特別委員長報告

- 2 発委第 1 号 真狩村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 3 発議第 1 号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出について
- 4 閉会中の所管事務調査の申出について

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
14 : 15 開議	議 長 (佐伯秀範)	ただいまの出席議員数は 8 人です。 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程 1	〃	諸般の報告を行います。 本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。
	〃	日程 1 議案第 13 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について 議案第 14 号 特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正について 議案第 15 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について 議案第 16 号 職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第 17 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 議案第 18 号 職員の旅費に関する条例の一部改正について 議案第 19 号 真狩村国民健康保険税条例の一部改正について 議案第 20 号 真狩村手数料徴収条例の一部改正について 議案第 21 号 真狩村道路占用料徴収条例の一部改正について 議案第 22 号 真狩村乳幼児等医療費の助成に関する条例の全部改正について 議案第 23 号 令和 7 年度 真狩村一般会計予算 議案第 24 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計予算 議案第 25 号 令和 7 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計予算 議案第 26 号 令和 7 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計予算 議案第 27 号 令和 7 年度 真狩村簡易水道事業会計予算 議案第 28 号 令和 7 年度 真狩村公共下水道事業会計予算 を一括議題とします。 議案第 13 号から議案第 28 号までについては、予算特別委員会に付託して審査しておりましたので、特別委員長の福田恵子君より報告を求めます。 福田恵子君

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	予 算 特 別 委 員 長 (福 田 恵 子)	特別委員会の審査報告をさせていただきます。 令和 7 年第 1 回真狩村議会定例会において予算特別委員会に付託された「議案第 13 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について」から「議案第 28 号 令和 7 年度真狩村公共下水道事業会計予算」までの議案ついて、3 月 11 日から 14 日までの 4 日間にわたり予算特別委員会を開催し、各議案ごとに審査を行いました。 その審査結果について報告いたします。 予算特別委員会に付託された事件、「議案第 13 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について」から「議案第 28 号 令和 7 年度真狩村公共下水道事業会計予算」までの 16 件は、慎重な審査の結果、委員会審査報告書のとおり、全て原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを会議規則第 77 条の規定により報告いたします。
	議 長 (佐 伯 秀 範)	ただいま委員長報告が終わりましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、本案については質疑及び討論を省略し、採決することに決定しました。
	〃	これから、「議案第 13 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について」から「議案第 28 号 令和 7 年度真狩村公共下水道事業会計予算」まで 16 件を一括して採決します。 議案第 13 号から議案第 28 号までに対する委員長の報告は、「可決」です。 議案第 13 号から議案第 28 号までについては、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 「議案第 13 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について」から「議案第 28 号 令和 7 年度真狩村公共下水道事業会計予算」までについては、委員長の報告のとおり可決されました。
日程 2	〃	日程 2

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 会 運 営 委 員 長 (向井忠幸)	発委第1号 真狩村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。 提出者 真狩村議会運営委員会委員長 向井忠幸君より提案理由の説明を求めます。 向井忠幸君 発委第1号 令和7年3月10日 真狩村議会議長 佐伯秀範様 提出者 真狩村議会運営委員会委員長 向井忠幸 真狩村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について 本案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第3項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。 改正理由については、「刑法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例において所要の改正を行うものです。 改正の概要は、まず刑法の改正に係るものとしては「懲役及び禁固」が廃止され、これに代わり「拘禁刑」が創設されたことにより、字句を改正するもので、附則において本条例改正の施行前または施行後の行為に対する経過措置等を規定しております。 次に、番号利用法の改正に係るものですが、こちらは条項ずれや用語の整理などの改正を行うものとなります。 施行期日は令和7年4月1日からとしますが、刑法の一部改正に係る第53条から第55条までの改正規定並びに附則第2条及び第3条の規定については、法律の施行に合わせ令和7年6月1日の施行としております。 なお、本改正(案)は全国町村議会議長会の改正例に基づき作成しており、詳細については、次ページ以降の改正本文、新旧対照表を御参照願います。 以上、御説明をさせていただきました。十分に御審議いただき、全会一致で御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。 (異議なし)

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 3	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 したがって、本案については質疑及び討論を省略し、採決することに決定しました。
	〃	これから発委第1号 真狩村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 発委第1号 真狩村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 3 発議第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。 提出者 陰能裕一君より提案理由の説明を求めます。 陰能裕一君
	7 番 (陰能裕一)	発議第1号 令和7年3月10日 真狩村議会議長 佐伯秀範様 提出者 真狩村議会議員 陰能裕一 賛成者 真狩村議会議員 向井忠幸 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出について 上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。 意見書の朗読をもって、提案理由の説明に代えさせていただきます。 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書(案) えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。 ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律(刑事訴訟法第四編「再審」)には、再審請求手続

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。 その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。 しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。 よって、国においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定(再審法)を速やかに改正するよう求める。 記 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。 令和7年3月14日 北海道真狩村議会 内閣総理大臣 宛 慎重審議の上、採択賜りますこと、よろしくお願いします。
	議長	ただいま提案理由の説明が終わりましたが、本案については質疑及び

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4 14 : 32 閉会	(佐伯秀範)	討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。 (異議なし)
	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 したがって、本案については質疑及び討論を省略し、採決することに決定しました。
	〃	これから発議第 1 号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 発議第 1 号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 4 閉会中の所管事務調査の申出について、総務産業常任委員長及び議会運営委員長から申出があります。 これを申出のとおり認めたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認め、申出のとおり承認することに決定しました。
	〃	以上で、本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。 これで、令和 7 年第 1 回真狩村議会定例会を閉会します。 御苦勞様でした。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。 議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署) 議 員 佐々木 義 光 (原本自署) 議 員 大 平 慎一郎 (原本自署)